

## 平成23年度第5回経営戦略会議 会議結果の概要

- 開催日時 平成23年7月5日（火）午後3時～午後6時18分
- 開催場所 本庁東庁舎4-2会議室
- 出席者 市長、副市長、総務部長、情報戦略局長、環境生活部長、産業観光部長、都市整備部長、上下水道部長、病院事務部長
- 審議事項
  - 1 消防本部庁舎の建替えについて（消防本部）
  - 2 内宮周辺駐車場の有料化整備について（その4）（都市整備部）
  - 3 伊勢市駅前民間都市開発行政支援について（その2）（都市整備部）
  - 4 市営住宅等への指定管理者制度の導入について（都市整備部）

### 審議事項

#### 1 消防本部庁舎の建替えについて（消防本部）

##### 概要

「消防本部庁舎あり方検討会議」において、倉田山公園への移転案を検討し、検討の結果、松尾観音東側の国有地に建設する案が比較的に課題等も少なく、現実的であると考えている。

今後、防災公園整備事業として進めるか、それ以外の方法として進めるかの整備手法を判断する上において、更に詳細な検討を進めるためには測量、関係者等との折衝、説明等が必要となる。建設候補地については、決定には至っていないものの、まずは、消防本部庁舎を建替えすることについて、総務政策委員協議会で議論をいただき、方向性を定めていく。

以上の提案について、審議を行った。

【結論】 松尾観音東側国有地を用地買収し、建設地とすることについて、課題及び問題点を再整理することとし、継続審議とした。

##### 《主な意見等》

- ・当該場所については、市営野球場サブグラウンドと重なるため、消防本部庁舎建替えに伴う造成工事と野球場のリニューアル工事（平成25年内に完成目標）については、工期等を十分に調整しながら進める必要がある。
- ・防災公園整備で進める場合、どのように公園を活用するのか？  
⇒通常時は、多目的グラウンドとして、災害時には防災広場として機能するように考える。また、防災公園整備として、防災体験館のような施設を建設することも可能である。

- ・スケジュール的に可能なのか？  
⇒可能であると考えている。

**資料** ・付議事項書

## 2 内宮周辺駐車場の有料化整備について（その4）（都市整備部）

### **概要**

駐車場有料化整備に伴う運用方法について、審議を行った。

#### ①駐車場の名称

伊勢市営宇治駐車場

#### ②駐車車両

普通自動車・小型自動車・軽自動車

#### ③利用時間等について

入庫時間を宇治浦田街路広場については、24時間対応とする。五十鈴川河川敷及び五十鈴グリーントピアについては、7時～19時（4月～9月）、7時～17時（10月～3月）とする。出庫時間については、すべて24時間対応とする。

#### ④料金体系

最初の1時間までは無料。1時間を超え2時間までは500円（ただし、17時～翌日7時に入庫の場合は100円）。2時間を超える30分ごと100円とする。

#### ⑤料金徴収方法

無人ゲート式。入庫時に駐車利用券を発券し、出庫時に料金を徴収する。事前精算機を設置する。

#### ⑥免除

緊急自動車、緊急を要する公務のための自動車は無料とする。伝統行事・防災訓練等については、必要箇所を閉鎖し関係者へ開放する。営利目的でない宇治公民館利用者は無料とする。

**【結論】** 提出された内容のとおり、進めることと決定した。

### 《主な意見等》

- ・料金收受システムについての検討はどのように進めているのか？  
⇒複数の専門業者から様々なアイデアを聴いている。セキュリティ対策も十分考慮する。
- ・駐車場整備全般で、どのような課題が残っているのか？  
⇒神宮との調整、パーク&バスライドを実施する際の駐車場の確保、グリーントピアの整備方法における地元協議などが挙げられる。

- ・パーク&バスライドを実施する際の駐車場の確保において、代替用地の場所によっては、例えば、市内に車を進入させないなど、交通体系を大きく見直す必要が生じる。
- ・名称について、「宇治駐車場」では、市外から来られる方には場所がわからない。「内宮前駐車場」ではだめなのか。政教分離上、問題があるとの意見もあるかもしれないが、ほぼ地名であると考えるが、どうか？  
⇒弁護士相談を行ったところ、市の施設に「内宮」という名称を付けることが政教分離に抵触するとの見解であった。また、「内宮前」という名称であるにもかかわらず、内宮まで1 Km以上離れている点も、懸念される。
- ・条例上の名称と、交通案内（標識）など現場での表示名称は別であっても良いと考える。わかりやすさが大切であると考え。市営駐車場であることがわかればよいので、表示上は「伊勢」も不要である。  
⇒案内表示については、わかりやすく表示できるよう検討する。

資料 ・付議事項書

### 3 伊勢市駅前民間都市開発行政支援について（その2） （都市整備部）

#### 概要

伊勢市駅前（ジャスコ跡）の民間都市開発の現状及び課題について報告がなされ、民間事業者から出される事業計画（資金調達・テナントリーシングの状況及びその見通し等）の見極め、事業者（出資者）の経営状況等を踏まえ、本事業に対する行政支援の是非について審議を行った。

【結論】 状況の変化が早く、不確実な要素が多いことから、9月議会での予算計上については、結論を見送り、継続審議とする。

また、旧三交百貨店・ジョイシティ及びその周辺地区にかかる民間都市開発行政支援については、ジャスコ跡の状況を踏まえながら検討することとし、同様に継続審議とする。

#### 《主な意見等》

- ・厳しい状況であると捉えているが、補助金計上・条例制定が12月議会あるいは3月議会では問題があるのか？  
⇒補助金については、9月議会のタイミングを逃すと、この時点で事業者が予定している平成24年12月のオープンができなくなると考えている。条例制定は、事業の完成までに行えばよいと考えている。

- ・補助金として支援する場合、市の交付決定のタイミングは、いつの時点となるのか？  
⇒プロジェクトファイナンスが成立することを条件と考えている。また、補助金交付決定にあたっては、都市開発の専門コンサルタント等の助言を得ながら進めることを想定している。
- ・補助金を交付しない場合、事業成立の見込みがあるのか？  
⇒地方都市においては、全国どこの市町でも市場性の原理が通じず、行政の支援なくしては事業が成立しない。伊勢市においても例外ではないと考えている。本事業（全体事業費20億円）においては、補助対象事業費を6億円、補助金を2億円程度としたいと考えている。
- ・テナントリーシングの状況は？  
⇒賃料等の問題もあり厳しい状況のようである。
- ・計画変更等、事業者側の状況の変化が非常に早いことから、慎重な対応が必要だと考える。また、商工会議所とも、密に調整を行う必要があると考える。

資料 ・付議事項書

#### 4 市営住宅等への指定管理者制度の導入について（都市整備部）

##### 概要

市営住宅・改良住宅・特定公共賃貸住宅への指定管理者制度新規導入について、以下のとおり提案され、審議を行った。

対象施設は、市営住宅37団地988戸、改良住宅2団地36戸、特定公共賃貸住宅6戸（市営住宅に併設）の39団地1,030戸とし、全施設を一括して管理することとする。また、指定期間については、平成24年10月1日～平成29年3月31日の4年6ヶ月間とし、公募（プロポーザル方式）で選定することとする。

**【結論】** 「公権力の行使」にかかる項目を精査した上、指定管理者制度導入に向けて進めることとする。

##### 《主な意見等》

- ・指定期間について、検証の観点から3年ではどうか？  
⇒公営住宅の指定管理については、他市の状況等をみても、多くの応募がされることが期待できない。事務所賃料等もある程度長期間のほうが有利性が高いことなどが考えられることから、4年6ヶ月の指定期間とした。ただし、モニタリングはしっかりと行いたいと考えている。
- ・「駐車場の整理」「入居先の選定」など公権力の行使にかかる項目については、

指定管理の対象とならないと考えるが、どうか？

⇒再度、精査を行う。

- ・浄化槽管理についての項目があると思うが、下水道の供用開始エリアに所在する住宅はないのか？

⇒現在の、下水道の整備計画によると、該当施設はない。仮に発生した場合においても、計画の変更が可能な内容とすることを想定している。

- ・公営住宅の指定管理については、利用料金制を採用できないことなどもあり、指定管理業者にあまり、有利性がないと考えられることから、例えば、収納率の向上など、一定の成果を出した場合における報奨金などの考え方はできないか？

⇒一定の収納率を設定し、それを上回れば増額するなどの報奨制度は確かに可能であると考え。ただし、当市においては、収納率が県内でも最も高く、97%程度であることから、増額幅が狭く、あまり魅力にならないという懸念がある。

資料 ・付議事項書